

令和6年度 標津町索道安全報告書

(金山スキーリフト・金山第2スキーリフト)

標津町営金山スキー場

1 利用者の皆様へ

本町の索道事業に対しまして、日頃よりご利用とご理解をいただき、誠にありがとうございます。

標津町営金山スキー場では、第一に「安全確保」を掲げ、法令の遵守とともに安全輸送に努めております。皆様が本町の寄せる「信頼」の基本となる「安全」と「安心」であることを常に意識し、お客様に対応しております。

本報告書は、鉄道事業法に基づき、輸送の安全確保のための取り組みや安全の実態・方法について、自ら振り返るとともに、ご利用していただいている方に広くご理解いただくために公表するものです。皆様からの声を安全輸送に役立てたく、積極的なご意見を頂戴できれば幸いです。

標津町長 山 口 将 悟

2 基本方針と安全目標

(1) 基本方針

当町の索道事業実施の理念は第一に安全の確保です。「安全基本方針」を次のように掲げ町長以下全職員に周知・徹底し、努力しております。

- ①一致協力して輸送の安全の確保に努めること。
- ②輸送の安全に関する法令及び関連する規定をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正、忠実にサービスを遂行すること。
- ③常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努めること。
- ④職務の実施に当たり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のある時は最も安全と思われる取り扱いをすること。
- ⑤事故・災害等が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、速やかに安全適切な処置をとること。
- ⑥情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保すること。
- ⑦常に問題意識を持ち、必要な変革に果敢に挑戦すること。

(2) 安全目標

安全目標は、「スキーリフトの安全管理及び利用者の安全に配慮したゲレンデ整備と救急体制の整備徹底に努める」という安全目標を掲げ、町長以下全職員が目標達成に向けて努力し索道事故防止に努めました。

3 事故等の発生状況とその再発防止措置

(1) 索道運転事故（索道人身障害事故）

運転事故の発生はありませんでした。

(2) インシデント（事故の兆候）

インシデントの発生はありませんでした。

(3) 災害（地震や暴風雨、豪雪など）

災害による運行停止はありませんでした。

(4) 行政指導等

北海道運輸局からの指導はありませんでした。

4 輸送の安全確保のための取組み

(1) 人材教育

当町では、輸送や利用の安全に役立つようシーズン営業時間前に施設及び取扱について安全教育を実施しています。

(2) 緊急時対応訓練

シーズン営業開始前に職員一同で救助訓練を実施しています。

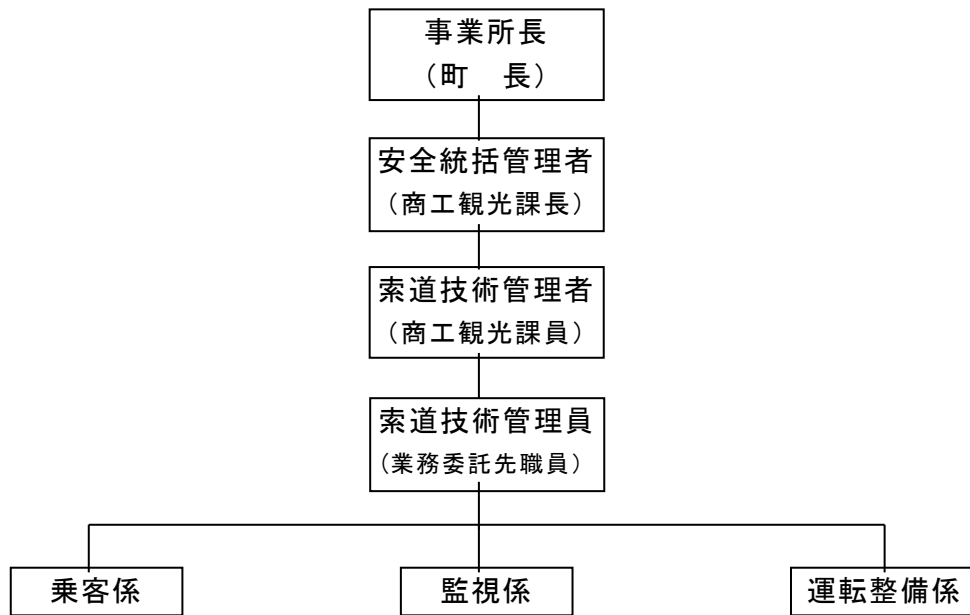
(3) 安全のための投資と支出

安全の維持・向上のため、金山スキーリフト原動滑車の更新を実施し、安全運行の準備をしました。

また、当スキー場ではスキー場入場者保険に加入しています。

5 当町の安全管理体制

町長をトップとする安全管理組織を構築し、各責任者の責務を明確にしています。



町長	輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う
事業所長	輸送の安全確保に必要な設備、投資、人事、財務に関する業務を統括する。
安全統括管理者	索道事業の輸送の安全に関する業務を統括する。
索道技術管理者	安全統括管理者の指揮の下、索道の運行管理、索道施設の保守の管理、その他技術上の事項に関する業務を統括する。
索道技術管理員	索道技術管理者の指揮の下、索道技術管理者の行う業務を補助する。

6 利用者の皆さまの連携とお願い

(1) お客様の立場に立ったサービスの提供に努めてまいります。皆様からお寄せいただいた声は真摯に受け止め、安全で信頼される索道事業を目指し、期待に応えられるよう努めて参ります。

(2) リフト乗車時の注意事項

- ①乗車に不安があるお客様は、係員にそのことを申し出て下さい。
- ②空き缶・たばこの吸殻、その他のものを乗っているリフトから投げ捨てないで下さい。
- ③搬器から飛び降りたり、搬器を揺らさないで下さい。
- ④衣服・携帯品・髪の毛などが、施設に巻きつかないように注意して下さい。
- ⑤改札後は係員の指示に従ってください。
- ⑥滑走具を装着されていない方のリフト乗車は出来ません。
- ⑦安全確保のため、リフト運行中に停止する場合があります。

7 ご連絡先

安全報告書へのご感想は、当町の安全への取組みに対するご意見をお寄せください。

〒086-1632 北海道標津郡標津町北2条西1丁目1番3号 標津町役場 商工観光課 TEL 0153-85-7246 FAX 0153-82-1787 E-mail kankou@town.shibetsu.lg.jp
